記 者 発 表 資 料

国土交通省東北地方整備局
鳥 海 ダ ム 工 事 事 務 所
令 和 元 年　８ 月 ２ ６ 日

鳥海（チョウカイ）ダム建設事業に伴う損失の補償に関する協定書調印式を開催します

鳥海ダム建設事業に伴う損失の補償に関する協定書調印式を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

１．日　　時　：令和元年９月５日（木）　１３：００～１４：００

２．場　　所　：由利本荘市民俗芸能伝承館　まいーれ
　　住所：秋田県由利本荘市鳥海町伏見字久保１３５－９

３．調 印 者　：百宅町内会水没地権者会会長
　　百宅地区ダム地権者会会長
　　鳥海ダム地権者会会長
　　東北地方整備局長

４．立 会 人　：秋田県知事
　　由利本荘市長

５．そ の 他　：調印式は関係者のみで執り行いますので、関係者以外の方（マスコミ関係は除く）の調印式会場への入場はできません。

＜ 発表記者会 ＞

秋田県政記者会、秋田魁新報社本荘支局、読売新聞東京本社由利本荘通信部、東北専門記者会

問 い 合 わ せ 先

国土交通省

東北地方整備局　鳥海ダム工事事務所
住所：秋田県由利本荘市水林４０８番地
電話：0184(23)5120（代表）　FAX：0184(23)5451

調印式に関すること　副所長（事務）大宮（おおみや）　達徳（たつのり）（内線202）
事業に関すること　副所長（技術）遠藤（えんどう）　俊彦（としひこ）（内線204）

鳥海ダム建設事業に伴う損失の補償に関する協定締結までの経過

○協定締結までの経緯

昭和４５年　予備調査着手（秋田県）
昭和６３年　建設省東北地方建設局秋田工事事務所（当時）による調査に移行
平成　５年　実施計画調査着手（鳥海ダム調査事務所設置）
平成１６年　子吉川水系河川整備基本方針策定
平成１８年　子吉川水系河川整備計画策定
平成２２年　ダム事業の検証に係る検討について国土交通大臣から指示
平成２５年　ダム事業の検証における対応方針決定（事業継続）
平成２７年　建設段階に移行（鳥海ダム工事事務所設置）
平成２７年　用地調査開始
平成３０年　ダム基本計画告示
　　損失補償に係る説明会開催
令和　元年　損失補償基準についての説明会開催、各地権者会から同意
　　子吉川水系鳥海ダム建設事業に伴う損失の補償に関する協定締結

○鳥海ダム建設事業に伴う損失補償基準及び損失の補償に関する協定書について

鳥海ダム建設事業に必要な土地等の取得又は使用及びこれに伴い通常生ずる損失の補償における基本的な事項について定めたものが「鳥海ダム建設事業に伴う損失補償基準」になります。

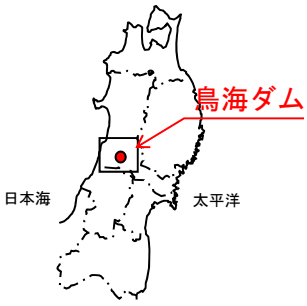
この内容は、土地の取得価格、建物及び工作物の移転料、立木類の補償、移転に伴い必要となる経費の補償などとなります。

そして「鳥海ダム建設事業に伴う損失の補償に関する協定書」とは、この損失補償基準について、各地権者会と起業者である国との合意の証として締結するものであり、今後の補償の円滑な推進に資することを目的としております。

協定が締結された後、国は地権者の方々に対し、個別協議に入ることになります。

鳥海（ちょうかい）ダム建設事業（特定多目的ダム、東北地方整備局）

位 置 図



１．ダムの目的

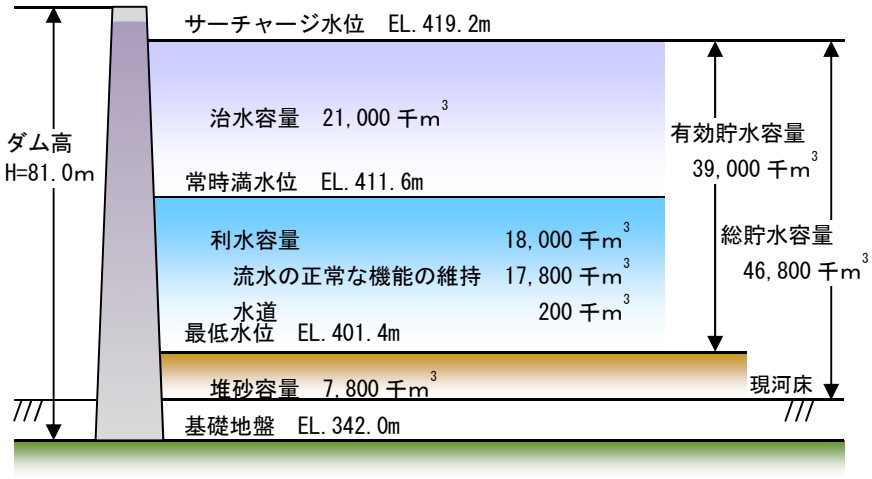
○場　所　秋田県由利本荘市（ゆりほんじょうし）（子吉川（こよしがわ）水系子吉川）
○目　的・洪水調節（子吉川の洪水防御（由利本荘市））
・流水の正常な機能の維持
・水道用水の供給（由利本荘市；0.24㎥/s）
・発電（秋田県；最大990kW）

２．経緯

平成５年度	実施計画調査着手
平成25年度	ダム検証対応方針「継続」（平成25年8月）
平成27年度	建設事業着手
平成30年度	基本計画告示

３．ダム等の諸元

■形　式　台形ＣＳＧダム
■堤　高　８１．０ｍ
■堤頂長　３６５ｍ
■集 水 面 積　８３．９㎢
■総貯水容量　４，６８０万㎥





鳥海ダム完成イメージ図

ＦＡＸ 送 信 票

式典当日の取材にあたってのお願い

会場設営の関係から取材人員の把握を行いたいため、**9月3日（火）**

17:00までに下記にご記入のうえ、本状のFAXをお願い致します。

記

鳥海ダム工事事務所　総務課　行

FAX　0184－23－5451

住所　〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

部署＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

取材者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

取材人員　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※こちらから連絡させていただく場合があります。連絡がとれる電話番号を記入ください。